

第十九回 参議院 厚生委員会 會議録 第十一号

(一四三)

昭和二十九年二月二十五日(木曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

理事 大谷 肇潤君
委員 高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員

厚生省公衆衛生
局環境衛生部長
事務局側

楠本 正康君

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件

○狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○清掃法案(内閣送付)

○理事(大谷肇潤君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。御質疑をお願いいたします。

それでは私からお伺いしますが、この狂犬病予防法の一部を改正する法律案に對する予算措置というものはどういう工合になっておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 狂犬病予防法に關する経費につきましては、現行法におきまして登録手数料というものを徴収することになっておりまして、而もこの登録手数料は他の狂犬病予防以外の目的に使つてはならないというところが規定してございます。従いましてこの手数料がすべての狂犬対策の経費に充てられておるわけでありまして、なお、現在登録数が全国的に見まして約二百万頭でありまして、三百円の登録手数料といたしまして約六億円の経費でこれを実施しておる結果と相成つております。

○高野一夫君 私はよくこれは知らないのですが、現在登録料を払つておりますね。あれは各地方の収入になるのとは違ひますか。
○政府委員(楠本正康君) 御指摘のようにこれは地方の収入でございます。府県の収入で、府県が狂犬対策の経費に使用いたしておるわけでありまして、○高野一夫君 このちゃんと正規に飼つてゐる犬で登録されてゐない犬を棄殺する場合は、狂犬病の蔓延するとかというふうな憂えのある期間に限るわけですか。そういう憂えのないふだんに放し飼ひしてあるのも、保健所なから保健所のほうから行つて、どん／＼捕獲して殺してしまふということはどうですか。

○政府委員(楠本正康君) 改正案におきまして棄殺は眞に野犬逃走上やむを得ない場合、要するに狂犬対策として眞に止むを得ない場合にのみ一定の期間を限つて実施することが建前でありまして、従いまして単に野犬が多いからこれを整理しますというふうな意味で棄殺はできないことになっております。

○高野一夫君 現在各地によつて情勢が違ふようですが、東京あたりでは放し飼ひしているのはどん／＼持つて行つてしまふ。それであとからあわてて保健所あたりをそれをもらい下げに行つて、どういふふうな場合が頻々としてあるのですが、そういうのはちよつと行過であつて、正規の業務に適したやり方ではないということになりますか。

○政府委員(楠本正康君) 現在の法律におきましては、緊留命令が出せることになつております。つまり犬を緊留しておくと或る期間を定めて緊留命令を發せられることになつておりますが、この緊留命令を發せられた場合におきましては、たとえ飼ひ犬ということが明らかであつても、緊留してゐないものはこれを捕獲抑留することに規定されております。従いまして東京都の例にとりまして、現在緊留命令が出ておりますので、たとえ飼ひ犬であつても、放し飼ひにしておきます場合には、捕獲抑留されてもこれは法律の規定に基いて実施されることでありまして、必ずしも行過ぎとは申されません。併しながら緊留命令の出ない地方におきましては、或いは緊留命令の出ない期間におきましては、飼ひ犬を登録されている犬を捕獲抑留することはできないことになつております。

ます。併しながら実際の仕事のやり方としては、勿論すでに登録され、又予防注射もしてあるような犬を捕獲するのが目的ではありませんが、実際の運営上には努めて野犬と明らかなるものを捕獲するように指導をいたしております。併しながらその見分けができない等の理由もありまして、しばしばこの飼ひ犬を捕獲抑留する事態が発生をいたしておるわけでありまして、併しこれも現行法から言へば、別に違法というわけではございませんが、ただ運営上の仕事のやり方の上から言つて、必ずしも當を得たものでなからう、かように考へておる次第であります。

○高野一夫君 もう一つ伺ひますが、この緊留命令が出たとか或いはその期間であるとかいふようなことでなくとも、飼ひ犬を放し飼ひにするというところは非常に困る場合が多いのです、實際問題として狂犬病の流行如何にかかわらず……だから飼犬は必ず緊留すべしということにして、一日二十四時間のうちこれが自分の家外に放し飼ひされた場合は、一切かまわず捕獲、撲殺しても差支えないというふうな強いところまで行けませんか。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のように犬といふものは、元來がこれに持つて飼うというものが當然のように思われませんが、併しながら日本におきましては、從來長い間犬を放し飼ひにする習慣がついておるもので、今直ちにこれを絶対につないでおけ、而もつないでおかない場合は棄殺、撲殺とい

うようなことは、實際問題として極めて困難があるのではなからうか。むしろこの点は正しい飼ひ方というふうなものを十分に国民に對して普及する、徹底させるということのほうが先決ではなからうかと考へております。従いまして現在は緊留命令の出ない所におきましては、一応放し飼ひにしても差支えないことになつております。併しこれはやはり正しい飼ひ方の方というふうなものを国民によく徹底させれば解決すべきもののように考へられます。

○湯山勇君 今のお話とも関連するのですが、野犬とそれから正式に登録された犬といふものの明確な区別はどういうこととするわけでございますか。
○政府委員(楠本正康君) 現在登録いたしました場合には鑑札が下ります。これを頸輪に付けるというところに相成つております。その鑑札の様式は省令において規定しております。併しながら現在これが省令に規定してありますものは、小さなただの金の板でありまして、はつきりいたしませんので、今後これをはつきりいたしますために、何か色を付けた鑑札にするとか、或いはふら下げような仕組みの鑑札にする必要であるかと考へておりますが、現在は鑑札で区別をいたしておるわけでありまして、

○湯山勇君 今の御答弁にもありましたが、實際は簡単に見ただけで登録犬と野犬との区別が付かないためにいろいろトラブルが起つてゐる実情も

○湯山勇君 今の御答弁にもありましたが、實際は簡単に見ただけで登録犬と野犬との区別が付かないためにいろいろトラブルが起つてゐる実情も

○湯山勇君 今の御答弁にもありましたが、實際は簡単に見ただけで登録犬と野犬との区別が付かないためにいろいろトラブルが起つてゐる実情も

○湯山勇君 今の御答弁にもありましたが、實際は簡単に見ただけで登録犬と野犬との区別が付かないためにいろいろトラブルが起つてゐる実情も

○湯山勇君 今の御答弁にもありましたが、實際は簡単に見ただけで登録犬と野犬との区別が付かないためにいろいろトラブルが起つてゐる実情も

あると思うのです。これをはつきり放されてゐる場合でも、一見してそれとわかるような措置を速かに講じて頂きたい。

それから次に、予防員というものが獣医の中から任命されるようになっておりますが、これは各府県何名とかというような大枠構想がございまして、

○政府委員(楠本正康君) 現在予防員は専任、兼任を含めて約二千名近くあります。

○湯山勇君 そうすると、大体各府県にこれを割り振りますと、まあ数十名という程度に相成るわけでございますね。これで果して今回の改正にありまします予防員のみが建物とか船車内に入つてもいいという規定だけでこの狂犬病予防の万全が期せられるかどうか。この文章に書いてあることが規定通りに実施できるかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 現行法におきまして、捕獲人が犬の捕獲作業を実施いたします場合には、必ず予防員に指揮監督をさせて捕獲作業に従事することになっております。従ひまして現在でも捕獲人だけが勝手に行動するということはございせん。

○湯山勇君 建前はそうなつておるかも知れませんが、私が実は或る程度その被害を受けた経験もありまして、決して予防員はつて参つておりません。ただ役所の中でこう、こういふふうなので、こちらのほうに行けという指図をするか或いはどこかへいて結局捕獲員だけが実際の作業に當るかどちらかだと思うのです。従つて追

跡しておる犬が建物の中に入つたような場合に捕えて行くというところは実際は不可能だと思ひます、如何でございませうか。

○政府委員(楠本正康君) 現行法の建前が必ず予防員の指揮を受けて捕獲作業に従事することに相成つております。併し只今御指摘のように私どもも場合によりまして捕獲人だけが活動をするような場合があつて、甚だ残念に思つておりますことは率直に認めざるを得ません。併しながら今後はできるだけ府県を奮勵いたしまして、法の精神に則りまして必ず予防員が、官吏たる職員がついて現場作業をするというふうな態勢に監督したいと思ひます。ただ、この人数の点から申しますと、現在は、捕獲人の数が全国で約千五百人でございまして、人数の数をから申しますと、必ず捕獲人及び予防員を一つにいたしました捕獲班が編成できるのであります。この点は今後できるだけ監督を厳重にいたしたいと考えております。ただ、ここで一つ附

け加へまして頂きたい点は現在犬の捕獲人は地方の長、府県から任命された職員であります。従つて或る程度監督もできるわけでございます。ただ困つたことに、以前は捕獲人というものは一つの商売のようなものでありまして、別にこれは役所の職員或いは役所の認可を受けたというものでなかつたわけでありまして、従つて現在なおそのような昔のいわゆる大捕りという商売の、まあ商売のなりきつたりというやうなものが若干存在をいたしておるのでございます。私もこれはこれらにわゆる昔の大捕りというものがときどき問題を起しますので、これは速か

に解決をいたしますようにいへる、監督をいたしておりますが、最近殆んどこれは陰を失つて参りましたが、今後一層努力をいたしまして、これら昔のなりきつたりの大捕りというものの撲滅を図つて、一方かやうなものがあれば、必ず府県の職員として働くように注意をいたしたいと考えております。

○湯山勇君 今の点私もお尋ねしようと思つておつたのですが、もぐりの何といひますか、捕獲人に対しての取締りとか何んとかいう規定はございましてしやうか。

○政府委員(楠本正康君) 現行法におきましては、捕獲人が犬を捕獲するその捕獲人は知事、都道府県がこれを任命するということに相成つております。従つて知事が捕獲人として指定した者以外は犬の捕獲はできないことになつておりました。その意味では明らかにこれは違法行為に相成るわけでございます。

○湯山勇君 これは罰則が何かあるのございませうか、それにつきましては

○政府委員(楠本正康君) この法には罰則というものは適用されておりました。併しながらかつて詳しく調べた結果をお答え申し上げますが、何らか制裁の手があるように考えております。現に東京都等はこの取締りに大いに力を入れます。最近大分さうなものを減つて参つておりますが、併しこれをどういう根拠においてやるかという点につきましては、のちほどお答えをいたすことにいたします。

○湯山勇君 まあ野犬の撲滅というこのに民衆が協力しないという一つの理由はそこにあると思ひます。私もそのところでもそうなんです、ほかでもそうだと思いますが、どんな飼犬でも、私どものほうでは犬殺しと呼んでおりますが、この犬殺しに狙われたらどんなにしておつても結局やられる、これが一つの通念でございまして、それは今のようないい捕獲人ともぐりの捕獲人との区別がつかない。これに対する取締りが十分でないといふところにもあるのじやないかと思ひますので、これは一つ十分対策を講じて頂きたい。

それから更にお尋ねしたいのは、予防員が入ることのできる場所として、人の住居を除くところあります。これは簡単に住居といへば常識的にはわかるのでございませうけれども、厳密にこれは何か規定する定義のようなものをお持ちになつてお書きになつたのでございませうか、ただ単に人の住んでゐる所と云ういう意味でお使ひになつたのでございませうか。

○政府委員(楠本正康君) この場合住居の意味でございませうが、これは単に部屋というだけではなく、例えば縁先であるとか、物置であるとか、洗濯場というやうなものも一つの住居の觀念に入ります。従ひまして実際に立入りのできますものは、結局縁先というふうになるわけでございます。

○湯山勇君 それはこのどういふ意味でさういふふうな解釈をされたのでございませうか。と申しますのは、この文章通り読めば必ず今おつしやつたように庭先といふふうにはとれないと思ひます。例えば母屋と納屋といふやうなものが田舎にはたくさんあるのですが、そういう建物の構造が母屋には入れないけれども納屋のほうはい

とか、或いは物置のほうはいいかどうか、或いは解釈ができるのではなかつたかといふやうにもとれますし、その辺は非常に問題を起しやういふところだと思ひますので、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) それはこの住居といふものは、広く解釈いたしております理由は、その前に合理的に必要と判断せられる限度というところが明らかに規定してございまして、これはつまり必要最少限度の範囲という意味でございまして、従ひましてこれを受けて住居となりますので、その住居は逆に広く解釈されるところに相成るわけでございます。

○湯山勇君 そのことに対してはさういふ解釈の指示は各府県宛になさるのでございませうか。住居とはさういふやうな意味でさういふことについて

○政府委員(楠本正康君) 勿論法律の解釈並びに運営等については厳重に地方に徹底を図るつもりでございます。○湯山勇君 最後にお尋ねしたいのは、私は野犬がこのやうにたくさん殖えた原因は、現在の世相にあると思ひます。戦争中には食糧が乏しいという理由で、それから防寒具の關係で、私も飼つておる犬まで供出したしました。従つて戦争の終つたときには犬が少なくて困つたのでございまして、ところが戦後の世相があつたやうに悪化したために、泥棒が非常に多くなりまして、結局泥棒を防ぐという意味から非常にどこも犬を欲しがつたわけでございます。さういふことがまあさういふやうな野犬が著しく多くなつたといふ一つの大きな原因をなしておると

思うのですが、現在となつてはそういうふうにとん／＼犬を飼つたけれども、子供がどん／＼生まれて来る。処置に困つて捨てる、こういうことになつたので、實際は今犬を飼つてゐるところでも、犬の生れて来る子供の処置に困ると思うのです。で一々雄犬を飼つてゐる家で手術をするというところは考えられませんが、雌犬の飼つてゐる家で困るわけですが、そうかといつて一々手術するというのも大変でございまして、そうするとお尋ねを先ずしたいのは、簡単に獣医師の所で何とかして墮胎をさせるというような方法はないでございましょうか。

○政府委員(楠本正康君) 現在殖えて困る犬は結局飼主がはつきりしておらない、責任を持つた飼主がない、半ば半野犬というような犬が最も殖えて参りまして、これが又いろ／＼私どもに迷惑をかけておる存在であります。従つて予防注射等でもできません。登録も無論できない。かようなものを対象に、それ以上に複雑な操作でありますところの避妊手術、或いは墮胎作業というようなのは、これは極めて困難だ、かように考えられます。

○湯山勇君 勿論今おつしやつたような、非常に複雑なものは別でございまして、けれども、大体まあ大都市は別として、田舎のほうでは成るほど正式な登録はされてない、飼主もはつきりしてないといふのが、或る程度この家付きの犬だといふのは大体はつきりしておるわけにございまして、それで子供が生まれるようになりますと、田舎でございましてからえびを食へさすといひとか、或いはかにを食へさすと子供が墮れるとかいふので、随分そういう苦

勞もしておるようでございまして。結局放置して置くか墮胎手術をしてもらうといふこともなく、生まれるまで放つておいて、生れたらどこかへ捨てに行く。こういう事實もあるわけにございまして、簡単に、ほかのこととの関連度であります、人間などに使われないう程度で、例えばこれを飲ませれば犬ならば大丈夫という程度のものを簡単に求めて、犬に飲ますというふうな方法があれば、私は非常に違つて来るだろうと思ふのです。その点についてどうですか。

○政府委員(楠本正康君) 確かにさうな、極めて簡単な、犬が喜んで食へるようなもので、食べれば墮胎ができるというものがあればよろしいのでございまして、犬は何分にも繁殖力の強い動物でありますので、犬の生命がなくなるような程度のことをしなければ、結局傾向的には墮胎はできんわけです。従つて、犬の墮胎といふものは結局手術に依存しなければならぬ。ここに困難があるわけですね。これがまあ犬の、何と申しましょうか、繁殖力の強さから来る問題、かように考えております。

○湯山勇君 胎盤の構造なんかも人間と犬と違ひますね。だから案外簡単に墮れるような方法もあるのじやないかといふことを、私も素人考えで考えたようなこともあつたわけですね。自分の必要に迫られて……。そういうのがあればと思つてお尋ねしたようなわけにございまして、何かさういふ点にも一つ、考慮の余地があるといふことだけお含み置きまして、御善処頂きたいと思ひます。

○有馬英二君 今度の新しい改正で

薬殺することができるといふことがありますが、薬殺とはどういう薬を使うのですか。従来、私も飼犬を殺されたことがあるのですが、大抵ストリヒニンをうっているようであります、どういふ薬を……。

○政府委員(楠本正康君) これはストリヒニンを考へております。これはストリヒニンで薬殺すると非常に残酷であるので、何か眠り薬を飲まして殺すような方法がないだろうかといふことを、暗に犬に同情をする方の投書らしいのですが、そういうことを書いてあります。私もこれは個人事だからなんです、雌犬がストリヒニンの入つたものを食へて死ぬところを見ておつたのですが、實際全身にけい攣を起して死ぬところは非常に残酷ですね。野犬です、殺すに際しては、殺すから殺すから、撲殺するくらいだから薬殺も差支えないだろうと言へばそれまでですが、もう少し何かいふ方法はな

いでしょうか、尤も、ストリヒニンが効果的で迅速でありますから、効果の上るのは優れておりますけれども、何かほかにお考えはないですか。

○政府委員(楠本正康君) 私どもも犬を処分する方法につきましては、できるだけ安楽死させる方法を工夫いたしまして、例えば捕獲した犬を処分いたします場合は、現在では電氣を通してひと思ひに安楽死させる方法をとつております。ただ薬殺の場合でございまして、薬殺の条件といたしましては、薬を置いた場所から極めて近い範囲で倒れる、つまり食へた殆んど瞬間的に効果が現れて来るようなことでありまして、あとで取片付けがで

きないことになります。そこで實際に食へたのち、殆んど瞬間的に始末できるといふものは、現在のところストリヒニン以外にはないのです。勿論眠り薬等を与えてやれば一番いいわけですが、これには相当時間がかかりますので、果してどこに行つて寝ておるかといふことを調べ出すに極めてほねであつて、これは殆んど不可能に近い。そこで現在のところは、技術的に申しまして、ストリヒニン以外に適当はないと言わざるを得ないと、かように考へておるわけにございまして、併しこれらの点につきましては、今後なお研究の余地はあらうと存じます。

○有馬英二君 この薬殺は、恐らく捕獲した犬を殺す方法ではないと私も考へますが、結局幾ら追い廻しても、なか／＼つかまらない、そこで何か食物の中に薬を入れてそこに置けば、犬が来て食へてさうして死ぬ、こういう考へでやるのではないかと思ひますが、そういう薬品を用いないで、何か口の中に入つて噛んだらすぐ爆発して、それで一瞬に死んでしまふという方法のほうで簡単ではないでしょうか。その点において少し考察が必要ではないかと私は思ひますが……。

○政府委員(楠本正康君) 現在は一応ストリヒニンを考へておりますが、かような点につきましては、今後なお十分に研究いたして、もつと合理的な、而も完全な方法を一つ研究いたしたいと存じます。

○有馬英二君 狂犬の發生の資料を見ますと、やはり東京が中心であつて、地方には非常に少い。東京、千葉、神奈川、埼玉といふような、東京附近が最も多い發生を示しておるよ

うであります。でありますから、これの予防対策といふものは、従つて全国的に一律にやる必要はないと言つてはおかしいかも知れませんが、それよりもやはり重点的にやらなければならぬ、こう考へておりますが、こういう点で予防の予算の使用をどういふ工合にされておりますか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘のように、全く関東地方に局限された一つの流行と考へて差支えなからうと存じます。従つてその対策も勿論、流行地に集中して実施することは申すまでもございせん。従つて、現在緊要命令或いはその他いろ／＼な方法は、殆んど東京を中心にして実施をしてゐる現状であります。ところが先ほどもお答えを申し上げましたように、現在これに要する費用は、それ／＼の府県で登録手数料を徴収し、その登録手数料を以て対策の経費に充てておる關係上、費用は重点的に配れないといふ一つの悩みがございまして、併しながら、今直ちに他の予算措置というやうなことを講ずることゝなかつた困難な状況でありますので、東京都のごときものは、登録手数料のほかに更に純粹の都費から相當な経費を支出してこの対策に當つておるやうな次第でございまして、それに反しまして、殆んど流行を見ない東北地方等におきましては、むしろ手数料が余つてしまふといふやうな矛盾を呈しておりますが、これは現在の経費の規定からいつて止むを得んことと思つております。併しながら、重点的に実施するといふことにつきましましては全く同感であります、かような府県におきましては、今後努めて足らん

業に關しましては、地方平衡交付金の算定基礎といたしまして約二十億圓が算定いたされております。なお、施設の整備につきましては、し尿関係並び

の要領に基づき、民間に委託して、慶弔関係を含せまして、二億余りの金が二十八年度においては起債で承認をされております。その他本年二十八年からはいし尿処理の施設に要する費用として現在五千万円が認められ、これ

が数地方に支出をいたして、その整備に努めておる次第でございます。

○高野一夫君　その二十億というのは、二十九年度の予算ですか、二十八年度ですか。

○政府委員(楠本正康君) 二十七年
度でございます。二十八年年度の
金はまだ算定基礎が完成いたして
おりません。

○高野一夫君 二十八年度は年俸末になるのに、算定基礎が完成していないのはどういうわけですか。

○政府委員(楠本正康君) これは最後に特別平衡交付金、或いはいろいろな

関係がありますので、例年その年の基準財政需要がはつきり決定いたしますのは年度末になると存じます。もう間もなくはつきりした数字が示されることと存じます。

○高野一夫著 二十八年度の予算を組むとき、或いは二十九年度の予算を組むときに、一応推算としてでも算定予想をつけるべきではないですか、そういうことはやりませんか。

○政府委員(橋本正康君) 勿論、各地
方が予算を組む場合、或いは我々が地

方を指導する場合にも、おおむねきょうな見当をつけて地方に指示してございす。地方も又その大体的概要によりまして予算を組んでおるわけでございす。ただ、極めてはつきりした数字は、これは年度末にきまるといふことを申し上げた次第であります。

○高野一夫君 そうすると只今の二十七年度の状態を基にして、二十九年度は大体どういふ予想になつておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 大体これも前年を踏襲することになるかと考えます。ただ、金額といたしましては恐らく前年を踏襲することになるかと存じますが、従来は地域差というものが必ずしも法律におきまして明らかになつておりませんでした。ところがそのために或る金額を人口割に入頭配分するといふような結果に相成つておりました。ところが実際に清掃事業を行いま

す程度というものは、地方によつて非常に差がございす。にもかかわらず入頭割の配当しかできなかったものであります。今後はかような点に少しく考えを改めまして、特別清掃地域というような制度を設けまして、これによりまして重点的にこの平衡交付金が算定されるように措置いたしたい所存でございす。

○理事(大谷豊潤君) どなたか御質疑ございせんか。

○堂森芳夫君 局長にお尋ねします。この法案に出ております特別清掃地域で、し尿の処理を完全に下水道によつて処理する、こういうことだと概算のくらの費用を要するのですか。

○政府委員(楠本正康君) 現在仮に市の面積、市だけを対象にいたしまし

て、而もその市の面積の一五%を考えます。その一五%の面積に住んでいゝる人間を二千七百万人と仮定いたします。これだけに下水道を完備いたしますには約五千億の経費が必要となりま

す。

○堂森芳夫君 このし尿を取扱うことを業としておるといふ十四条でございす。現在のところ全国的に見まして、農業を営む人たちは殆んど民家から尿尿を取扱つて荷車で運んで自分の家へ持つて帰つてこれを肥料としておるわけですが、この汲取を業としておるといふことは、お百姓はどういふ

に入るのですか。

○政府委員(楠本正康君) この場合には百姓がいゝゆる自由汲取をいたしますのは別に業としてやるものではない、自分の肥料を自給しようといふ一つの操作でございす。従つてこの十四条に示す業といふものは考えてございせん。従つて農家の自由汲取は今後も自由に従来通りやつていいと、

○堂森芳夫君 そうしますと、農業を業としておる人はこの法律から外れると、いふことになるわけですか。その制約を受けないのですか。

○政府委員(楠本正康君) さようでございす。自由汲取は制約を受けません。

○堂森芳夫君 そうするとこの法律の根底が崩れないのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは別に組織的に汲取るというふうな状況でございせんので、別にこの全体の清掃事業計画というものに特別な支障はないと考へております。と申しますのは、現在自由汲取の行われていゝるよう

なところは、やはりそれ自体放つて置いても自然に解決が付いて行くといふ一つの地域に限られておりまして、おのずから一つの行詰つた都市におきましては自由汲取は放つて置いてもできなくなります。つまり歴史的に見ますと、自由汲取で始められたことが逐次行詰つて、或いは直営或いは請負又そこには必然的に一つの業として行

者が現れたと、こういうことでございまして、従つて現在のところは従来

の自然の姿の自由汲取はこれを放置しておいて差支えないものと考へております。

○堂森芳夫君 そうすると、特別清掃地域又は季節的清掃地域に指定しておきながら、立法上そういう地域に含まれておる農業経営者ですね、第十一条の制限を外して農業経営者だけは糞尿を生のまま使つてもいいといふことになるのじやございせんか。

○政府委員(楠本正康君) この特別清掃地域においては糞尿をそのまま生のまま使つてはならないといふことは、これは誰にも適用されることとござい

ます。従つて百姓が自由汲取をして仮に家へ持つて来た場合にも、それをそのまま使つてはならんといふ制約は受けるわけとございす。それが特別清掃地域であれば、そういう制約を受けることになります。

○堂森芳夫君 そうすると今後特別清掃地域或いは季節的清掃地域に指定された区域内の農業経営者はし尿を貯蔵する設備を持たなければならんといふ、

○政府委員(楠本正康君) これは一つの処理の基準を考へておりますが、こ

れらは勿論只今御指摘のように堆肥の

ように処理するとか、或いは完全に腐熟させるといふことも一つの基準に考へております。併し一方埋没する方法というふうなことも基準として考へておりますのです。まあ埋没するやうな場合には、これは一つの施設は要ら

なわけであります。併しながら全体的には只今お話の通りに若干の施設は必要となつて参ります。併しながら私ども

といたしましては、いやくも都市の形態をとつておる特別清掃地域においては、し尿を取扱う場合に若干の安全化する施設を整えることは当然であらうといふ一つの考へ方でございす。

○堂森芳夫君 そうしますと、今後農業を営む人たちは、あなたのおつしや

るやうに施設が必要になつて来る。その経費というものはかなりかかるのじやないですか。

○政府委員(楠本正康君) まあ堆肥にする、或いは腐熟させるといふやうなことは若干の経費はかかるかと存じますが、併しそれほど大きな負担ではなからうと存じております。特にこれは全国的に考へておりますのじやございせんので、極めて特定の特別清掃地域でございす。特別清掃地域とな

りますと、これは何といたしまして都市的形態をとつておるところでございす。例えば市と名が付きましても、市の地域でありましても、余り都市的の形態のない農村地域は当然清掃

地域から第四條によつて除外されて参りますので、従つて勿論これらに農耕を行なう者、而も自由汲取を行なつて農耕を行う者なしとは申されま

せんけれども、極めて数が少ないものだらうかやうに考へて、著しい支障はあるまいといふ一つの考へ方でございす。

○堂森芳夫君 さつきの農業経営者が汲取することは汲取業ではないと、さういふ御解釈ですね。そうするとこれは少し既理窟になるのですけれども、薬剤師が薬を売つていまして、注射しても医師法違反にならないのですか、どうです。同じやうなケースじゃないですか。

○政府委員(楠本正康君) 私ちよつと所管外でございす。薬剤師が医療行為をしてはならんやうに理解をいたしてございす。

○堂森芳夫君 やつぱり農業経営者が継続的に尿尿を汲取つて来る、それはあなたのように解釈していいのでしやうか、どうですかね。私はどうもこれは業として解釈するのが本當のやうに思ふのですが法制局なんかでいゝる、勿論検討されたでしょうが、さういふ見解でございましてしか。私もちよつと調べてみたのですがね。

○政府委員(楠本正康君) これは先ほども申し上げましたやうに組織的にかやうな作業をするものでなく、全く個人の自由意思によつて個人的に汲取つて肥料に利用いたしておるのでありま

す。この場合その業はこれは百姓が業でございまして、汲取るといふことはただ自分の業を活かすための一つの便宜手段に過ぎない。従つてこれは特別縛るやうな業ではないと、かやうに考へてございす。

○堂森芳夫君 これはもう法規論になるわけですが、どうでしょう、私はやつぱり農業を営む人がし尿を汲取るとは業として私は規定することも論拠があると思ふのですが、さうなつて来ると、これは非常に重大な問題を含んで来るわけですか。例えばお百姓達が

し尿を汲取ることを続ける場合です。ね。例えばボスがおつてその支配下に入らなければならぬとか、いろいろな弊害が起きて来ると思うのです。ですからそういうふうなことを申すのであつてあなたのおつしやるような解釈のように、農業を営む人はまあ汲取を業とするのではない、こういうふうな断定していることは、これは私は危険じゃないかと、こう思うのですが……

○政府委員(橋本正康君) 例へば百姓が自由汲取をしておつたと、これが少し組織化したしまして、農業協同組合が何かで一括して引受けて汲取るようになるというふうなことになる。これは明らかに一つの組織的な清掃作業に従事することになりますので、かような場合には業として当然許可を要するわけになります。従つて、農業協同組合等が実施する、或いは他にボスの存在が生じてかような業を営み始めるというふうなことになる。すると、当然この規定にひつかかるわけでございます。

なお御参考までに申し上げたい点は、現在全国でいわゆる業として汲取られておるもの、それが市の直営であるうが、或いは請負によりが別といたしまして、少くとも農家の自由汲取でなく汲取られておる対象人口が、百三十二都市人口にして千八百四十九万人でございます。そのほかはすべて農家の自由汲取或いは自家汲取に依存をいたしておる次第であります。

○高野一夫君 一つだけ伺いますが、季節的清掃地域は市町村長が指定することになっておりますが、これが清掃法の精神をよく理解しないで、地域を

指定すればどうも面倒だという横着な市町村長がおつて、指定してもらいたところも指定しないというふうな場合はどうなるのですか。

○政府委員(橋本正康君) 確かに御指摘のような心配は考えられるわけであり。ただ、これは何と申しましたらうか、国の事務と考えておりますので、若しも市町村長がみずからまあ金がかかるからやめようというふうなことで、必要がありながらやめておりましたような場合には、地方自治法によりまして勧告をいたしましてさうな方法をとらせる。それから更に徹底しない場合には執行命令を出しまして実施させることができます。併し、まあそれは実際の行政手段でありまして、当然御指摘のような心配は考えられるわけであり。……

○湯山勇君 私も一点だけお尋ねしたいと思ひます。それはこの法案に對する予算措置が非常に不明確だと思ひます。で、御提案のときに御説明もありましたように、日本ではこういうことに對するいろ／＼な点が非常に不十分である。そうだとすれば、これをどうして行かうか、今後この問題についてはどのような対策でどういふうに進めて行かうか、この見通しがないければならぬと思ひます。その見通しに立つて、これについてはこういうふうにして、何年計画でこの点はこうして行くと、これはこうして行くということになれば、当然それ／＼についてどれだけの費用が要するから、この分はこうする、この分はこうして行くという、そういう計画が必要だと思ひますが、その点について御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(橋本正康君) おつしやる通り、現在この仕事を或る程度計画を立てます場合には、かなりの経費が必要となります。そこで私も一応その計画について申し上げたいと存じます。これは先般も申し上げましたように、私もどなたも申し上げては現在し尿の処理は将来の理想計画から申しますれば、これは下水道処理ということに相成ります。先ほどもお答え申し上げましたように、それには市だけをやつても五千億も金がかかるので早急にはやれない。而もそのし尿問題は日を経つにつれて処理に困つていくという現状でありますので、取りあへずし尿は消化槽に入れます。消化槽で水分と固形分とに分けて、そうして水分は川に流す或いは海に流す、固形分はこれは農村に肥料として還元する。それならば今でも農村に還元すればいいのじやないかというところになると思ひます。が、現在農村に還元できない一つの大きな問題は輸送力の問題であります。何分にも九〇％余りも水分であるから、このし尿の輸送は輸送力に參つてしまいます。そこで水分と固形分とに分けますれば量が著しく減少いたしますので、輸送力が解決いたしまして農村還元が可能になる、而も一方これらの水分、固形分に分れたものは、いずれも全く衛生的に無害な状態である。而も見た目も別に汚なくもございません。かような方法で参りたい。

これは将来全国的にさうな方法を考へられますが、差當つては現に何ともし尿の処分に困難を來しまして或いは砂地に埋める、海へ捨てる、或いは溜めて置くというふうな、極めて不衛生な状態を現出しております都市及び五年以内には当然現在と同じような困難が予想される都市、合計いたしまして九十六都市、その処分量は千二百万分、これを五カ年計画によりましてこの整備をしようという方法でございます。一応この千二百万人のし尿を完全処理できますれば、一応現在の問題は解決し得られる見通しでございます。そこでこれに要する経費といたしましては、千二百万人分の消化槽その他を整備いたします費用といたしましては約六十億五千五百万円を要するのでございまして、これだけの金額でございまして、これだけの金額でございまして、輸送並びに消化設備が完いたしました予定でございます。従つて私どももいたしましてはこれを五年間で実施するというのが、取らぬ狸の皮算用のような感じがございまして、一応の目標でございまして。

○湯山勇君 一応の計画を承つたわけですが、大体百十億ばかりの経費が必要である。で、これからの何と言いますか、収入もあるということですが、殊にし尿のほうに至つては殆んど考えられない。こういう実状だろうと思ひますが、私が心配するのは、折角こういうふうな画期的な法律ができました、今申されたような点の裏付けが或る程度明確にされておらなければ、實際は空文化する虞れがあるのでございまして、その点は如何でございましょうか。

○政府委員(橋本正康君) 現在も極めてささやかではあります。若干の補助費も出ております。一方起債も若干は認められております。従いまして五カ年計画と申し上げた点につきましては、これは大きな支障が参りますが、長い目で見ればだん／＼にこの線に近ずいて行くのではないかと、甚だ気の長い話ではありますけれども、さうな感じがいたします。

○有馬英二君 伺いたのですが、一

般論としましてし尿並びに塵芥の処理は勿論文明都市としてやらなければならぬ事業なんですが、我々が昔衛生学で習ったときからみると、今月は数十年前の間に非常に進歩を来したと思うのですが、そういう状況についてここにその関係資料を頂いたのですけれども、まだすつかり勉強してないのですが、非常に進歩したものでありましようか、どうでしょうか。現在の状態において……。

○政府委員(楠本正康君) これは率直にお答えを申しまして誠に進歩いたしませんで、全く立ち遅れたかつこうだと言わざるを得ないと思ひます。何でも汲取り柄杓で汲取つて身で運ぶというやり方は、これは室町時代に初めて都市に出て来たそうであります。殆んどその当時から何ら進歩していない、こういうような現状でありまして、誠に恥しい限りだと存じます。なお世界各国におきまして私よく存じませんが、恐らく日本のような処理方法をしてゐるのは他にあまりと存じておりません。

○有馬英二君 大都市の現今の施設についても我々は余りよく知らないのですが、自分たちのおりまする例えれば札幌のような所を見ますとし尿の処理はやはり部長が先日からお話になつたように、消化槽を設けてやつておるのですが、これが処理の際に非常な臭気を発して、風が吹くとその風の模様によつては全市をその臭気が蔽うというふう非常に住民が迷惑しておるといふような方法を講じておるわけです。恐らく他の都市でも同じことが行われておるのではないかと私どもは考えておるのですが、消化槽についても私どもは見

こともありませんけれども、誠にどうも原始的なやり方でやつてゐるようによ考えられるのです。こういう点についてはまだ金がないせいでもありませんが、非常にやり方が何と言ひましようか、甚だ科学的でないと思ひましようか、甚だ原始的のことをやらなければならぬのかも知れませんが、私どもは甚だ不満足を感じておるのです。それから小さい都市、特に北海道のように最近その周囲の町村を合併してやたらに急激に市になつたというやうな都市では、これはもう町村と何ら變るところがない。殆んど施設らしい所は何もしておらず、最近漸く下水をやつておる。これも起債によつて漸く下水をやつておるに過ぎないというやうなことでありまして、先ほどお話の九十六都市といふのは、これはよほど日本でも相当進歩した都市ではないかと私は思うのですが、小さい人口五万或いは六万くらい市の市ではもう殆んど何にもやるだけのこともできないのではないかと。こういう点は勿論これはまあその住民の意思にもよりましようけれども、中央の監督官庁、監督官庁という言葉はなにかも知れませんが、厚生省もよほど指導をよくされて、一日も早く清掃事業が完備するように、それにはこの国会の清掃法がこれで十分であるかどうかといふことを私は非常に不安に思ふのですが、まあ法を幾ら作つても、実施において足りなければ、到底それは行われるものではない。従ひまして、我々の社会生活が少しも向上しないといふことは何にもならんわけですから、そういう実施の面において十分考慮を払わなければならんと私は考

ております。これはただ希望のやうなものですが、まあ近頃の例えばまあ東京の清掃事業がどういふ工合になつておるか、東京都が専ら日本では模範的なことをやつておると考えられるのですが、そういうことについて一応我々の認識を新たにしなければならぬのじやないかといふやうなことを私は考えるのですが、これはまあ委員長に御相談をして、一応そういうところを視察に行つて、どういふことを實際にやつておるかといふやうなことを調べなければならぬのではないかと、いふやうに考えられるのです。

○理事(大谷盛潤君) 本日の質疑はこの程度にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○理事(大谷盛潤君) 御異議ないと認めます。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

昭和二十九年三月五日印刷

昭和二十九年三月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局